

令和3年度成年後見支援センター 事業計画

1 取組方針と課題

◎取組方針

今年度は、現行の成年後見制度利用促進計画の最終年度となる。

成年後見制度利用促進専門家会議では、日常生活自立支援事業の事業主体の検討や、成年後見人の意思決定支援ガイドライン策定等が議論されており、それらの動向も踏まえながら事業を実施していく。

◎機能ごとの課題

(1) 広報機能

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一般市民向け講演会の開催等が難しい状況となっている。

(2) 相談機能

広く権利擁護支援として捉えた場合、支援者の個人的感覚、資質、経験等により権利侵害が取り上げられたり気付かれなかったりすることがある。特に、虐待（疑い）の場合は行政も判断に悩むことが多いので、様々な視点に立って検討していくことが必要である。

(3) 利用促進機能

受任調整会議前後の本人との面談は、新型コロナウイルス感染症対策により実施できないことが多かった。また、法人後見においては、市民後見人にリレーができないケースをどのようにしていくかが課題になっている。

(4) 後見人支援機能

専門職への支援については依頼があれば対応しているが、親族後見人への支援については、家庭裁判所の協力を得て広報を実施している程度であり、具体的には行っていない。

2 重点取組項目

◎権利擁護相談の拡充

～権利侵害の早期発見と対応への取組～

- ・成年後見支援センターが中核機関となっていくことを想定しながら、権利侵害が起きている、疑われる、予想されるケースについて、広く権利擁護相談を受けていく。
- ・市役所各課、地域包括支援センター、相談支援事業所等の困難ケース・カンファレンス等に積極的に出席していく。

3 具体的な取組予定

(1) 広報機能

○市民向け講演会の開催

- ・7包括圏域を対象に、権利擁護支援を理解するための人づくりワークショップを実施。

- 出前講座の随時実施（町内会、サークル、職域等）
- 医療ソーシャルワーカー、看護師等との研修会
 - ・医療同意や身元保証等と成年後見人の関係についての整理
- (2) 相談機能
 - 行政等の関係機関との連携を強め、様々な会議に参加していく。
 - ・地域ケア会議、カンファレンス、虐待対応ケース会議等
- (3) 利用促進機能
 - 受任調整会議の充実
 - ・受任予定者との課題の共有
 - ・保佐、補助類型の場合、本人の意思を確認した上で会議への出席要請を検討
 - ・受任調整会議の前後に本人との面談を実施
 - 法人後見体制の整備
- (4) 後見人支援機能
 - 市民後見人のフォロー体制
 - ・年4回の業務報告の確認
 - ・後見監督の継続
 - ・相談への対応（随時）
 - 後見人支援についての検討・実施
 - ・専門職後見事務のモニタリングを検討
 - ・家庭裁判所の協力を得て、親族後見人支援についての広報を継続
 - ・後見人支援のためのカンファレンス等の調整・開催
 - ・意思決定支援の視点からスーパービジョンを実施
 - ・支援者向けに意思決定支援に関する研修を実施

4 主な事業の実施時期

- (1) 第9期～10期市民後見人養成研修
 - ・8月、1月予定（市民活動センター）
 - ・昨年度と同様、受講時間を30時間程度に短縮し、受講者の負担軽減を図る。
- (2) 市民向け講演会
 - ・10月予定（市民活動センター多目的ホール）
 - ・7包括圏域の人づくり支援を行う（ワークショップ形式）
- (3) 市民後見人フォローアップ研修（登録者研修）
 - ・7月、9月、2月予定
 - ・養成講座の受講時間短縮のため、フォローアップ研修の回数を増加させる。
- (4) 市民後見人研修（名簿登録者）
 - ・11月予定
 - ・意思決定支援についての研修
- (5) 家庭裁判所との懇談会
 - ・10月予定
 - ・専門職、市役所、社協等

5 その他の課題について

- ・ 成年後見支援センターと法人後見の業務の区分け
- ・ 権利擁護についての専門性を持った人材の確保と養成
- ・ 行政の相談部門、連絡会議等との連携方法
- ・ 運営協議会の体制について
⇒権利擁護という視点から、医師、金融機関、民生委員、消費者協会等の参加も検討
- ・ 任意後見制度、死後事務等についての調査
- ・ 東胆振圏域における成年後見支援センター広域化に向けた協議 ※後述